



平成21年 5月15日

各 位

会 社 名 株式会社巴コーポレーション  
 代表者名 代表取締役社長 菊 池 昌 利  
 (コード番号1921 東証第1部)  
 問合せ先 代表取締役 住 野 榮 治  
 副社長執行役員  
 (Tel. 03-3533-5311)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を下記のとおり平成21年6月26日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更された(いわゆる「株券電子化」といいます。)ことにより、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の種類) 第 7 条 当社の発行する株券の種類は、 <u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u>	(削 除)
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第 7 条 (現行どおり)
(単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社は、 <u>単元未満株式に係わる株券を発行しない。</u> <u>ただし、取締役会の定める株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削 除)
(株式取扱規則) 第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(株主等の届出事項) 第 11 条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)及び質権者又はその法定代理人は、その住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。 <u>これを変更したときも同様とする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(外国居住株主等の届出事項)</p> <p><u>第12条 株主及び質権者又はその法定代理人で外国に居住するものは、日本国内に通知を受ける場所又は代理人を定め、届け出なければならない。</u> <u>これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第14条 ～ 第38条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第10条 ～ 第34条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(予定)

以 上